

施工体制台帳 (作成例)

[会社名・事業者ID] ○○建設株式会社
[事業所名・現場ID] 同上

Table with multiple sections: 建設業の許可 (許可業種, 許可番号, 許可(更新)年月日), 工事名称及び内容, 発注者及び住所, 工期, 契約営業所 (区分, 名称, 住所), 健康保険等の加入状況 (健康保険, 厚生年金保険, 雇用保険, 労災保険), 発注者の監督員名, 現場代理人名, 監理技術者名主任技術者名, 監理技術者補佐名, 専門技術者名, 資格内容, 担当工事内容, 一号特定技能外国人の従事状況.

- 施工体制台帳を作成又は変更した日付を記入する。特に、下請負契約との日付の整合に注意すること。
• 作成建設業者(元請)の商号名称と工事を担当する事業所名。(事業所等がなく本社(本店)のみの場合は同上と記載)
• 建設業の許可は5年ごとに更新しなくてはならない。(許可内容が契約工事内容と一致すること)
• 特定建設業の許可か一般建設業の許可かの別を明示して記載する。
• 作成建設業者(元請)が発注者と締結した契約書に記載された工事名称、工事内容を記入する。
• 発注者名及び発注者の住所を記入する。
• 作成建設業者(元請)が発注者と締結した契約書に記載された工期、契約日を記入する。(工期変更が生じた場合は速やかに変更する。)
• 元請契約:発注者と契約をしている作成建設業者(元請)の本店、支店もしくは事業所名及び住所を記入する。
• 下請契約:一次下請と契約をしている作成建設業者(元請)の本店、支店もしくは事業所名及び住所を記入する。(本店が直接下請契約をしている場合は同上と記載)
• 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む。
• 健康保険、厚生年金保険については、事業所整理記号及び事業所番号。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の事業所整理記号及び事業所番号を記入する。
• 雇用保険については、労働保険番号もしくは雇用保険適用事業所番号。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記入する。
• 労働災害補償保険は、平成31年4月1日より一括有期届が廃止されたことに伴い施工体制台帳等に労働保険番号を記入する。
• 元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は、下請契約欄に「同上」と記入する。
• 発注者より通知された監督員名を記載する。(原則、一般監督員を記載する)
• 現場代理人:現場に常駐しなくてはならない。現場代理人は、一次下請を監督するため作成建設業者(元請)が配置するものであり、その権限が委任されている。また、一次下請を別の者が監督する場合は、別途「監督員名」を記載する。なお、現場代理人は、建設業法第7条第1号に規定する「経營業務の管理責任者」、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する「営業所の専任技術者」と兼任が出来ません。この規定に違反すると監督処分等の対象となることがありますので、十分、気を付けてください。
• 監理技術者、主任技術者:建設業法第26条で規定する監理技術者・主任技術者名を記載し、第26条第3項により、公共性のある工作物に関する重要な工事で政令で定めるものについては、「専任」のものでなければならない。監理技術者は監理技術者証の携帯義務あり。
• 専門技術者:監理技術者、主任技術者とは別の技術者である。請け負った工事に付帯する別の専門分野の工事を直接施工する場合に、主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、そのものの氏名を記載する(建設業法第26条の2)。一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。
• 監理技術者の資格内容
(1) 指定建設業の場合(土木、建築、管、鋼構造物、舗装、電気、造園工事業の7業種)
① 技術検定その他の試験で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものに合格した者又は他の法令の規定による免許で許可を受けようとする建設業の種類に応じ国土交通大臣が定めるものを受けた者
② 国土交通大臣が①と同等の能力を有すると認定した者
(2) 指定建設業以外の場合
① (1)①と同じ
② 主任技術者の要件のいずれかに該当する者のうち、発注者から直接請負い、その請負金額が政令で定める金額以上である工事に関して2年以上指導監督的な実務経験を有する者。
③ 国土交通大臣が①又は②と同等の能力を有すると認定した者
• 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄の第一号に掲げる活動を行う者(外国人建設就労者)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
• 出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(外国人建設就労者)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
• 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

【記入要領】
1 この様式は元請が作成し、一次下請負業者を通じて報告される再下請負通知書を添付することにより一次下請負業者別の施工体制台帳として利用する。
2 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載のある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
3 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。
4 元請契約の欄には、元請契約に係る営業所について、下請契約の欄には下請契約に係る営業所について記載する。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載する。下請負人の営業所の名称欄には、請け負う契約に係る営業所について記載する。
5 健康保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合にあっては組合名)を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
6 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載する。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載する。
7 雇用保険の欄には、労働保険番号を記載する。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載する。
8 監理技術者の配置状況について、「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
9 専門技術者の欄には、土木・建築一式工事を施工する場合等で、その工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は、専門技術者を兼ねることができる。)

会社名・事業者ID	<input type="checkbox"/> 工業株式会社		代表者名	下請 一郎		
住所	〒371-0000 前橋市〇〇町〇―〇 (☎〇〇〇-△△△-□□□)					
工事名称及び工事内容	防災・安全交付金(道路)道路改良工事(〇〇第1号) (土木一式 土工1,000m ³ 、側溝工500m、境界工300m)					
工期	自 令和〇年6月10日 至 令和〇年2月10日		契約日	令和〇年6月1日		
契約金額 確認日 (令和〇.6.1)	36,000,000円 (税込み) うち法定福利費 500,000円		【チェック】 ■法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出があった。 ■法定福利費金額が契約書又は契約内訳に明示されている。 (上記法定福利費額 500,000円) <input type="checkbox"/> 左記の契約金額には法定福利費相当額が含まれている。			
建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号		許可(更新)年月日		
	土木、どび・土工工業	大臣 特定 知事 一般	第 8888 号	平成〇〇年5月6日		
健康保険等の加入状況 (HP確認)	健康保険	厚生年金保険		雇用保険		
	加入・未加入・適用除外	加入・未加入・適用除外		加入・未加入・適用除外		
	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	労災保険
事業所整理記号等 (HP確認)	元請	〇〇工業株式会社	〇〇=〇〇〇〇	△△△△	□□□□	〇△▽□
下請	同上	同上	同上	同上	同上	
現場代理人名	下請 五郎		安全衛生責任者名	下請 五郎		
権限及び意見申出方法	契約書記載のどおり		安全衛生推進者名	福 太郎		
※ 主任技術者名	専任 非専任 下請 五郎		雇用管理責任者名	下請 次郎		
資格内容	1級土木施工管理技士		※ 専門技術者名			
			資格内容			
			担当工事内容			

一号特定技能外国人の 従事の状況(有無)	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	外国人建設就労者の 従事の状況(有無)	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	外国人技能実習生の 従事の状況(有無)	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
-------------------------	--	------------------------	--	------------------------	--

【主任技術者、専任技術者の記入要領】

- 主任技術者の配置状況について[専任・非専任]のいずれかに○印すること。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工の場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する。)
 - ① 経験年数による場合
 - 1) 大学卒[指定学科]3年以上の実務経験
 - 2) 高校卒[指定学科]5年以上の実務経験
 - 3) その他
 - ② 資格等による場合
 - 1) 建設業法「技術検定」
 - 2) 建設業法「建築士試験」
 - 3) 技術士法「技術士試験」
 - 4) 電気工事士法「電気工事士試験」
 - 5) 電気事業法「電気主任技術者国家試験等」
 - 6) 消防法「消防設備士試験」
 - 7) 職業能力開発促進法「技能検定」

【施工体制台帳の添付書類(建設業法施行規則第14条の2第2項)】

- 発注者と作成建設業者の請負契約及び作成建設業者と下請負人の下請契約に係る当初契約及び変更契約の契約書面の写し(公共工事以外の建設工事について締結されるものに係るものは、請負代金の額に係る部分を除く。)
- 主任技術者又は監理技術者が主任技術者資格又は監理技術者資格を有する事を証する書面及び当該主任技術者又は監理技術者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者を証する書面又はこれらの写し
- 専門技術者をおく場合は、その者が主任技術者資格を有する事を証する書面及びその者が作成建設業者に雇用期間を特に限定することなく雇用されている者を証する書面又はこれらの写し

- 下請負人の商号名称、代表者名、住所、電話番号を記入する。
- 下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工事名称及び、工事内容を記入する。
- 下請負人が請負った建設工事の契約書に記載された工期、契約日を記入する。(工期変更が生じた場合は速やかに変更する。)
- 契約金額の確認日については、契約日と同日。
- 法定福利費については、工事の直接的な作業に従事する現場作業員(元請、下請共)に係る法定福利費の事業主負担分を計算してください。法定福利費の対象は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料(労働災害補償保険を除く)です。通常の法定福利費は、各社の年間の賃金総額に、社会保険の法定保険料率を乗じて算出するため、工事ごとに積算することは非常に困難です。このことから、工事費内訳明細書に記載する法定福利費は、各工事に計上されている労務費を賃金とみなして計算しています。下請からの見積書に法定福利費が記載されている場合は、それを使用して算出することも可能です。
例) 〇〇工事の法定福利費=下請A社見積に記載の法定福利費+下請B社見積もりに記載の法定福利費 + ...
- 工事価格に含まれる法定福利費は、消費税の対象となるため、請負代金内訳書には、税込の金額を記載してください。
- チェックの欄は、必ず法定福利費の内訳を確認して該当する項目に✓点を記入してください。

- 建設業の許可は5年ごとに更新しなくてはならない。(許可内容が契約工事内容と一致すること)
- 建設業許可を保有していない場合は斜線で消す。(許可のない業者は、500万以上の工事を請け負うことはできません。)

- 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外されている場合は「適用除外」を○で囲む。
- 健康保険、厚生年金保険については、事業所整理記号及び事業所番号。一括適用の承認に係る営業所の場合は、主たる営業所の事業所整理記号及び事業所番号を記入。
- 雇用保険については、労働保険番号もしくは雇用保険適用事業所番号。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、主たる営業所の労働保険番号を記入。
- 労働災害補償保険は、平成31年4月1日より一括有期届が廃止されたことに伴い施工体制台帳等に労働保険番号を記入する。また、下請契約を結んだ一人親方、個人事業主等の方は、特別加入制度を利用し労災保険の特別加入に努めてください。
- 元請契約に係る営業所で下請契約を行う場合は、下請契約欄に「同上」と記載する。

- 現場代理人：一次下請会社の当該施工を担当する現場責任者の氏名を記載する。
- 主任技術者：建設業の許可を有する請負人は技術者を配置しなければならない。(請負金額3,500万円以上で専任配置。)
- 安全衛生責任者：当該場所の労働者数が常時50人以上(ずい道、橋梁、圧気工法は常時30人以上)であり、統括安全衛生責任者を選任すべき事業者以外の請負人で当該仕事を自ら行うものは、安全衛生責任者を選任しなくてはならない。(労働安全衛生法第16条)
- 安全衛生推進者：安全管理者及び衛生管理者の選任が義務付けられていない10人以上50人未満(常時使用する労働者数)の小規模事業場の安全衛生管理体制を明確にし、安全衛生水準の向上を図るために安全衛生推進者の選任が義務付けられている。(労働安全衛生法第12条の2)
- 雇用管理責任者：事業主は、建設事業を行う事業場ごとに「雇用管理責任者」を選任し、建設労働者の雇用管理を行うことが求められている。資格は、法令上特に必要はないが、建設労働者の雇用管理について責任を持つ立場にあるため、企業内においてある程度の地位にあり、雇用管理に関する相当の実務経験のある方が望ましい。(建設労働者雇用改善法第5条)
- 専門技術者：主任技術者とは別の技術者である。請け負った工事に付帯する別の専門分野の工事があり、直接施工する場合(大工工事のみの許可を受けている一次下請会社が、付帯する足場組み立てを行う場合等)に、主任技術者の資格要件を満たす者を専門技術者として選任し、そのものの氏名を記載する(建設業法第26条の2)。主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。

- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄の第一号に掲げる活動を行う者(外国人建設就労者)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の上欄の在留資格を決定された者であって、国土交通大臣が定めるもの(外国人建設就労者)が、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の在留資格を決定された者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。